



島根県報

令和8年2月27日（金）

第 6 9 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県収入証紙条例施行規則を廃止する規則 (審 査 指 導 課) 2

【告 示】

公印の印影等 (総 務 課) 7

換地処分 (農 村 整 備 課) 7

島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園に係る使用料の徴収事務の委託 (林 業 課) 7

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 7

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件） (農 業 経 営 課) 8

林業種苗法の規定による生産事業者の登録 (森 林 整 備 課) 9

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 10

【特定調達公告】

島根県第2期財務会計システムにおける納入通知書のe L - Q R対応業務の委託に係る随意契約の相手方等 (会 計 課) 10

島根県企業局施設で使用する電力の調達に係る一般競争入札の落札者等 (企 業 局 総 務 課) 11

島根県運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 11

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (企 業 局 施 設 課) 14

【病院局規程】

島根県病院局財務規程の一部改正 15

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 15

【正 誤】

令和8年2月24日付け島根県報第696号中 (総 務 課) 15

令和7年12月12日付け島根県報第677号中 (警 察 本 部) 16

公布された条例等のあらまし

◇島根県収入証紙条例施行規則を廃止する規則（規則第5号）

1 規則の概要

島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行に伴い、島根県収入証紙条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県収入証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第5号

島根県収入証紙条例施行規則を廃止する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（次項及び附則第8項において「施行日」という。）の前日においてこの規則による廃止前の島根県収入証紙条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条第1項に規定する出納員若しくは収入分任出納員（次項及び附則第8項において「出納員等」という。）又は同条第2項に規定する元売りさばき人（次項及び附則第8項において単に「元売りさばき人」という。）であった者であって、この規則の施行の際現に旧規則第18条第1項の証紙の代金を払い込んでいないものは、なお従前の例により当該代金を払い込まなければならない。

3 施行日の前日において出納員等又は元売りさばき人であった者であって、この規則の施行の際現に旧規則第19条の規定による報告を行っていないものは、なお従前の例により当該報告を行わなければならない。

4 島根県収入証紙条例を廃止する条例（令和7年島根県条例第19号。以下「廃止条例」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例により証紙を使用することができる場合においては、旧規則第1条の2から第4条第1項まで及び第5条から第7条までの規定は、なおその効力を有する。

5 廃止条例附則第4項の規定により証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、現金還付請求書（附則様式第1号）に当該証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

6 廃止条例附則第5項の規定により証紙を返還して現金の還付を受けようとする売りさばき人は、証紙返還報告書兼現金還付請求書（附則様式第2号）に当該証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

7 廃止条例附則第5項の証紙取扱手数料に相当する金額は、旧規則第17条第1項に規定する証紙取扱手数料に相当する金額とする。

8 施行日の前日において出納員等又は元売りさばき人であった者であって、この規則の施行の際現に売りさばき、又は売り渡す前の証紙を保管するものは、証紙返還報告書（附則様式第3号）に当該証紙を添えて、遅滞なく会計管理者に返還しなければならない。

9 前項の規定により証紙の返還を受けた会計管理者は、証紙受領書（附則様式第4号）を交付するものとする。

附則様式第1号（附則第5項関係）

年 月 日

島根県知事 様

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者職・氏名）

電 話 番 号

現 金 還 付 請 求 書

島根県収入証紙条例を廃止する条例附則第4項の規定により、下記のとおり島根県収入証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙

種類	数量（枚）	額面金額合計（円）	種類	数量（枚）	額面金額合計（円）
10,000円			50円		
5,000円			10円		
3,000円			6円		
1,000円			5円		
500円			3円		
300円			1円		
100円			計		

2 還付請求金額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名										
店 名	店									
預金種別	普通 ・ 当座				口座					
	(該当する種別に○印を記入してください。)				番号					
フリガナ										
口座名義人										

附則様式第2号（附則第6項関係）

年 月 日

島根県知事 様

指 定 番 号

（島根県収入証紙条例廃止前の番号）

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者職・氏名）

電 話 番 号

証紙返還報告書兼現金還付請求書

島根県収入証紙条例を廃止する条例附則第5項の規定により、下記のとおり島根県収入証紙を返還しますので、現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙

種類	数量（枚）	額面金額合計（円）	種類	数量（枚）	額面金額合計（円）
10,000円			10円		
5,000円			6円		
3,000円			5円		
1,000円			3円		
500円			1円		
300円			計（①）		
100円			証紙取扱手数料相当額（②） （①×3.3%）		
50円			還付請求金額 （①－②）		

証紙取扱手数料相当額（②）は、額面金額合計（計（①））に3.3%を乗じて得た金額（1円未満の端数は、切り捨てる。）を記載すること。

2 還付請求金額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名										
店 名	店									
預金種別	普通 ・ 当座 (該当する種別に○印を記入してください。)			口座 番号						
フリガナ										
口座名義人										

附則様式第3号（附則第8項関係）

年 月 日

島根県会計管理者 様

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

担当者所属・氏名

電 話 番 号

証 紙 返 還 報 告 書

島根県収入証紙条例施行規則を廃止する規則附則第8項の規定により、下記のとおり島根県収入証紙を返還します。

記

種類	数量 (枚)	額面金額合計 (円)	備考
10,000円			
5,000円			
3,000円			
1,000円			
500円			
300円			
100円			
50円			
10円			
6円			
5円			
3円			
1円			
合計			

附則様式第4号（附則第9項関係）

年 月 日

様

島根県会計管理者

証 紙 受 領 書

島根県収入証紙条例施行規則を廃止する規則附則第8項の規定により、下記のとおり島根県収入証紙の返還を受けました。

記

種類	数量（枚）	額面金額合計（円）	備考
10,000円			
5,000円			
3,000円			
1,000円			
500円			
300円			
100円			
50円			
10円			
6円			
5円			
3円			
1円			
合計			

告 示**島根県告示第104号**

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

種類	印 影	公印管守者	用 途	新調、改刻又は廃止年月日
県印		総務課長		令和7年9月2日新調

島根県告示第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年2月12日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（上乙多田下工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
 特定非営利活動法人もりふれ倶楽部
 松江市島根町野波351番地
- 2 委託した歳入の種類及び事務の内容
 島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園森林学習展示館学習室の使用料の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
 令和8年2月13日
- 4 委託の開始年月日
 令和8年2月13日

島根県告示第107号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

表出雲市の項中「、第511号」の次に「、第513号」を、「第414号」の次に「、第513号」を加え、「及び第312号」を「、第312号及び第313号」に改める。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市上島町2895番	田	1,114
出雲市上島町2925番	田	360
出雲市上島町2929番	田	1,361
出雲市上島町2940番	田	1,186

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	88,462

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飯石郡飯南町305番1	田	2,085
飯石郡飯南町306番1	田	2,757
飯石郡飯南町310番1	田	2,285

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和13年3月31日まで	35,635

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成	
70	島根県立松江農林高等学校 学校長 板垣 悟史 松江市乃木福富町51番地			○	○	島根県立松江農林高等学校 松江市乃木福富町51番地

71	渡部 椋太 松江市東出雲町出雲郷635 番地5	○	○	○	○	野呂事業所 松江市東出雲町下意東2676 番地
1416	大畑建設株式会社 代表取締役社長 大畑 勉 益田市大谷町36-3			○	○	大畑建設株式会社 益田市大谷町40
1969	伊澤 航平 邑南町高見472-5			○	○	邑南町高見472-5
1970	戸田 哲也 邑南町和田1333-25			○	○	戸田樹苗園 邑南町矢上5776-54
2001	島根合板株式会社 又賀 航一 浜田市治和町口895番地2			○	○	島根合板株式会社 浜田市治和町口895番地2

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

安来市大塚町字町後351番1の一部
面積 2,401.65平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2
安来市長 田中 武夫

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸山達也

1 役務の名称及び数量

島根県第2期財務会計システムにおける納入通知書のeL-QR対応業務の委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年1月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

Fしまね財務会計システム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社 西日本公共ビジネス統括部 (島根) シニアディレクター 湯川 洋祐
島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 F L C S 株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

71,225,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和8年2月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社U-POWER 代表取締役 高橋 信太郎 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

5 落札金額

561,369,987円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年12月12日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定により公告する。

令和8年2月27日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託場所

島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第1条第1号庁舎の清掃業務の競争入札参加資格を有する者で、同要綱第5条の規定に基づき入札参加資格の認定を受けた者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約の入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 令和5年4月1日から本公告の日までに建物延べ床面積3,000㎡以上の規模を有する事務所ビル（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条に定義されている建築物をいう。）において清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。
- (8)本公告に示した業務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。
- (9) 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2233）

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年3月26日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和8年3月26日（木）までの間

ただし、イの(7)の場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年3月13日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年3月25日（水）午前9時から同月26日（木）午後4時まで（同月25日午後5時から同月26日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札（やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合）の日時、場所等

ア 日時

令和8年3月26日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留郵便に限る。）による入札については、令和8年3月26日（木）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月27日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以

上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 留意事項

ア 令和8年度当初予算の島根県議会による議決がないときは、入札を中止する。

イ この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結年度の翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

ウ 契約期間中において、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税率の変更があった場合は、契約の変更を行う。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning contract for Shimane Prefecture Driver's License Center Building, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. March 25, 2026 to 4 : 00 p.m. March 26, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. March 26, 2026

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. March 26, 2026)

(4) Date and time for bid opening : 10 : 00 a.m. on March 27, 2026

(5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2233)

島根県公営企業管理規程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年2月27日

島根県知事 丸山達也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3電気工作物（水路工作物、非常用予備発電装置、風力発電設備及び太陽光発電設備を除く。）の項中「15年」を「21年」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第21条第1項中「、様式第43号」を削る。

第22条第2項中「、現金払込書により」を削る。

様式目次中「様式第43号（第21条関係） 領収書」を「様式第43号 削除」に改める。

様式第43号を次のように改める。

様式第43号 削除

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

特別室使用料の項中「特別室E 1日につき 5,500円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,000円）」を
 「特別室E 1日につき 5,500円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,000円）
 特別室F 1日につき 3,300円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,000円）」
 に改める。

正 誤

令和8年2月24日付け島根県報第696号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から21	島根県告示第99号	島根県告示第98号
	下から11	島根県告示第100号	島根県告示第99号
3	上から16	島根県告示第101号	島根県告示第100号

4	下から6	島根県告示第102号	島根県告示第101号
	上から17	島根県告示第103号	島根県告示第102号
	下から3	島根県告示第104号	島根県告示第103号

令和7年12月12日付け島根県報第677号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	上から19	運転管理経歴書	運転管理経歴証明書